

第7章 計画の推進方策

7-1 計画の推進及び進行管理の基本的な考え方

環境基本計画に掲げる目標の実現に向けて関連する施策を計画的・総合的に推進していくため、次のような計画の推進体制や仕組みを整えます。

(1) 計画推進の体制づくり

市役所内に関係課の代表などで構成する庁内策定委員会を置き、環境関連施策の総合調整と計画全体の進行管理を行うこととします。

また、市民や事業者が主体となって行う活動の取り組み内容やその支援方策、市と連携して取り組むイベントの内容などについても検討、提言などを行います。

(2) 計画推進の進行管理の仕組みづくり

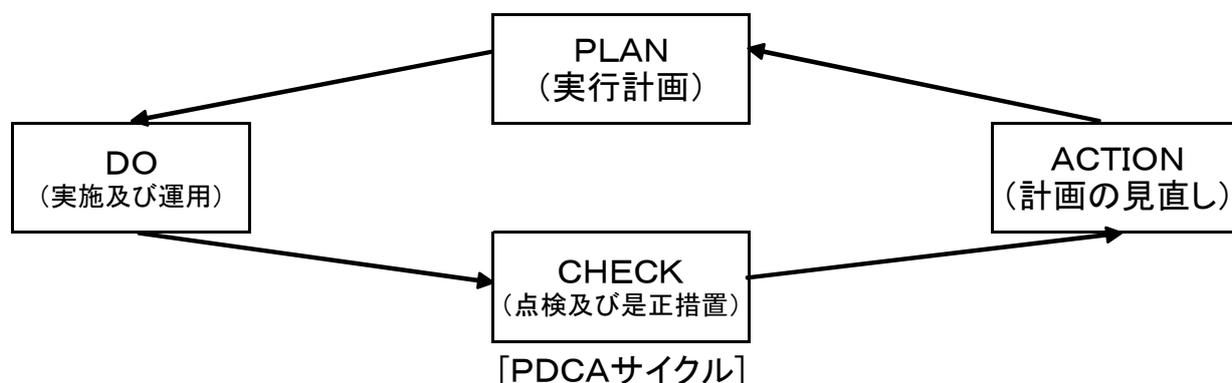
市役所内の関係課の代表の組織は、環境目標の実現に向けた施策や実践活動などの取り組みを推進しますが、一定期間ごとにその成果や進捗状況を把握・評価し、これに基づいて環境目標の達成状況を分析し、今後の取り組み内容を点検・再検討します。

そのために、計画の策定・見直しに関する組織として「庁内策定委員会」などをその都度、設置して作業にあたることとします。

この計画推進・点検には、PDCAサイクルを基本とした「計画（PLAN）」→「実行（DO）」→「点検（CHECK）」→「計画の見直し（ACTION）」の流れを繰り返しながら、改善を図っていきます。

また、計画全体の進捗状況や施策目標の達成状況などの環境に関する全般をとりまとめ、公表し市民や事業者などから意見を求めます。

これらの進捗状況や達成状況、市民や事業者や庁内の意見は、関係行政機関・関係団体学識経験者などで構成する「大月市環境審議会」に報告して意見を求め、次期計画の取り組みに反映させることにします。



(3) 進行管理における環境指標

計画の実現に向けた取り組みを推進するためには、環境がいつまでにどのような状態になるのかを知ることが必要です。

このため、本計画では環境の状態を測る物差しとなる環境指標（目標値）を設定し、定期的にその達成状況を把握することによって計画を効果的に進めます。

この計画指標については、計画の推進段階において必要に応じ見直しや追加を行います。

(4) 計画の見直し

速やかな対応が必要な課題の発生や技術革新などに伴う施策の転換などに柔軟に対応していくため、計画は中間年度を目途に見直しをすることを基本とします。

しかし、急激な社会情勢の変化や抜本的な法体系の改正などによる場合は、その都度、見直しを行うことにします。

7-2 計画の周知

環境基本計画に基づく市民や事業者の自主的な環境保全活動が継続的に実践されるよう、次のような行動を行い計画の周知を図ります。

① 市の広報やホームページへの掲載

- ・市の広報誌に環境基本計画の概要を掲載します。
- ・市のホームページを活用し、環境基本計画に関する情報を提供します。

② 各種イベントの開催

- ・市民や事業者を対象としたイベントなどを開催し、計画の周知や推進のための啓発を行います。

7-3 財源の確保

市は、環境基本計画に掲げる環境施策や関係事業の実施に向け、適切な予算の確保に努めます。

また、環境保全・環境創造の取り組みに対する経費や、地域の環境保全活動を支援するための「基金」の活用などを検討します。

市民憲章

わたくしたちは、豊かな自然と長い伝統に培われた郷土に誇りを持ち、あたたかな心のつながりを大切にして、創造性と活力に富み、生きがいと希望にあふれる大月市をつくるために努力することを誓い、この憲章を定めます。

- 1 自然を愛し、美しいまちをつくりましょう。
- 1 健康で、明るいまちをつくりましょう。
- 1 きまりを守り、住みよいまちをつくりましょう。
- 1 教養と文化を高め、心豊かなまちをつくりましょう。
- 1 思いやりの輪を広げ、ふれあいのまちをつくりましょう。
- 1 働くことに誇りを持ち、伸びゆくまちをつくりましょう。

昭和57年8月8日 告示第12号



大月市の花 山ゆり



大月市の木 八重桜